

事務連絡
令和2年11月11日

各関係事業所 管理者 様

今治市健康福祉部障がい福祉課長

訓練等給付費の支給決定に係る事業者意見書等の提出等について

平素から、今治市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

訓練等給付費に係る支給決定に際して、①標準利用期間（※別紙参照）を超えた支給決定を希望する場合、②暫定支給決定期間経過後、引き続きサービス利用の継続を希望する場合、③就労継続支援B型利用に係る就労アセスメントの実施を受けた場合等は、サービス提供事業者から、当課へ、支給決定期間内（暫定支給決定を含む）で作成した利用者本人の個別支援計画及びアセスメント内容のわかるもの等をご提出いただき、サービス利用継続等の必要性について、評価・検討をさせていただいているところです。

この度、訓練等給付費の支給決定における取扱いを定めましたので、下記のとおり通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 標準利用期間を超えた支給決定の更新に係る取扱い

(1) 対象サービス

- ① 自立訓練（機能訓練）
- ② 自立訓練（生活訓練）
- ③ 宿泊型自立訓練
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 自立生活援助

(2) 手続きの流れ

ア 更新に係る事業者意見書等の提出

サービス提供事業者は、標準利用期間を超えて、サービスの利用の継続が必要と思われる利用者がある場合、以下の書類を作成し、支給決定有効期間が終了するおおよそ1か月前までに障がい福祉課へ提出してください。

- (ア) 標準利用期間終了における支給決定の更新に係る事業者意見書
- (イ) 個別支援計画

(ウ) 個別支援計画作成にあたって利用者に実施したアセスメントの内容を記録した書類

(エ) 個別支援計画に基づく支援実績記録

※ (イ)(ウ)(エ)は、直近に作成したものを提出してください。

※ (イ)(ウ)(エ)は、事業者の任意様式で可としますが、(ア)の意見書については、この度、新たに定めた今治市所定の様式で提出してください。

イ 支給決定

勘案事項調査、更新に係る事業者意見書等を踏まえ、市町村審査会の個別協議を経て、サービスの利用継続の必要性を判断し、必要と認められる場合は、支給決定を行います。

なお、標準利用期間を超えた支給決定の更新は、最長1年間とし、原則1回とします。

2 暫定支給決定に係る取扱い

(1) 対象サービス

- ① 自立訓練（機能訓練）
- ② 自立訓練（生活訓練）
- ③ 宿泊型自立訓練
- ④ 就労移行支援（養成施設を除く）
- ⑤ 就労継続支援A型

(2) 暫定支給決定期間

支給決定日の属する月の翌月末までとします。（最長2か月間）

(3) 手続きの流れ

ア 継続利用に係る事業者評価結果報告書等の提出

サービス提供事業者は、暫定支給決定期間においてサービスの提供を行った場合、以下の書類を作成し、暫定支給決定有効期間が終了するおよそ2週間前までに障がい福祉課へ提出してください。

(ア) 暫定支給決定期間に係る事業者評価結果報告書

(イ) 個別支援計画

(ウ) 個別支援計画作成にあたって利用者に実施したアセスメントの内容を記録した書類

(エ) 個別支援計画に基づく支援実績記録

※ (イ)(ウ)(エ)は、直近に作成したものを提出してください。

※ (イ)(ウ)(エ)は、事業者の任意様式で可としますが、(ア)の評価結果報告書については、この度、新たに定めた今治市所定の様式で提出してください。

イ 暫定支給決定期間経過後、引き続きサービスの継続を利用する場合の支給決定（本支給決定）

勘案事項調査、継続利用に係る事業者意見書等を踏まえ、サービスの利用継続の必要性を判断し、必要と認められる場合は、本支給決定を行います。

なお、本支給決定期間は、暫定支給決定期間を含めて最長1年間（就労継続支援A型の場合は3年間。暫定支給決定の有効期間始期が月途中の場合は、1年間（就労継続支援A型の場合は3年間）に当該月の末日までの期間を加えた期間）の範囲で必要と認められる期間の支給決定を行います。

(4) 就労継続支援A型（雇用契約有）の暫定支給決定に係る特例

ア 特例の概要

以下のいずれかに該当し、かつ、サービス提供事業者から利用者へ、暫定支給決定に関する十分な説明および利用者本人の文書による同意がある場合は、暫定支給決定を経ずに本支給決定を行うことを認めています。

- ① 利用予定の就労継続支援A型の事業者において、採用（選考）等により、あらかじめ利用予定者の心身の状況、生活環境等についてアセスメントが行われており、暫定支給決定の必要がないと認められ、かつ、雇用期間の定めのない雇用契約を締結する予定であること。
- ② 他市町村において就労継続支援A型の支給決定を受け、利用していた利用者が、本市へ転居後も就労継続支援A型を利用希望であり、転居前に利用していた事業者から転居後に利用予定の事業者へアセスメント情報が十分に引き継がれており、かつ、雇用期間の定めのない雇用契約を締結する予定であること。
- ③ 就労移行支援利用後に就労継続支援A型を利用希望であり、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所へアセスメント情報が十分に引き継がれており、かつ、雇用期間の定めのない雇用契約を締結する予定であること。

イ 手続きの流れ

サービス提供事業者は、暫定支給決定を行わずにサービスの提供を行おうとする場合、以下の書類を作成し、利用者の就労継続支援A型利用に係る支給申請前までに、障がい福祉課へ提出してください。

- (ア) 就労継続支援A型利用に係るアセスメント報告書
- (イ) 採用通知書等の採用予定のわかる書類
- (ウ) アセスメント評価

※ (ウ)は、2-(4)-ア-①の場合は、サービス提供事業者が、対象者の希望する生活や課題等を把握するために、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を行い、その結果をまとめたものを提出してください。2-(4)-ア-②又は③の場合は、以前利用していた就労継続支援A型事業所又は就労移行支援事業所から引き継いだ利用者本人のアセスメント情報がわかる書類を提出してください。

※ (イ)及び(ウ)は、事業者の任意様式で可としますが、(ア)のアセスメント報告書については、この度、新たに定めた今治市所定の様式で提出してください。

(5) 留意事項

- ① 暫定支給決定から本支給決定への移行にあたり、当該事業者から改めての契約内容報告書の提出は不要とします。
- ② 入院その他やむを得ない事由により、サービスが利用できない等のため、暫定支給決定期間において十分な評価ができないと判断される場合は、速やかに障がい福祉課へ報告してください。

3 就労継続支援B型利用に係る就労アセスメント実施に係る取扱い

(1) 就労アセスメント実施対象者

就労継続支援B型利用希望者において、以下のいずれにも該当しない場合、就労移行支援利用に係る暫定支給決定を受け、就労移行支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている必要があります。

- ① 就労経験(就労継続支援A型(雇用契約有)を含む)がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者

(2) 暫定支給決定期間

支給決定日の属する月の翌月末までとします。(最長2か月間)

(3) 手続きの流れ

ア 就労アセスメントに係る事業者意見書等の提出

サービス提供事業者は、就労アセスメント実施にあたり、暫定支給決定期間においてサービスの提供を行った場合、以下の書類を作成し、アセスメント実施期間終了後、速やかに障がい福祉課へ提出してください。

(ア) 就労アセスメントに係る事業者意見書

(イ) アセスメント評価

※ (イ)は、サービス提供事業者が、対象者の希望する生活や課題等を把握するため

に、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を行い、その結果をまとめたものを提出してください。

※ (イ)は、事業者の任意様式で可としますが、(ア)の意見書については、この度、新たに定めた今治市所定の様式で提出してください。

イ 支給決定

勘案事項調査、就労アセスメントに係る事業者意見書等を踏まえ、就労継続支援B型利用の適否を判断し、適当であると認められる場合は、就労継続支援B型利用に係る支給申請を受理した後、支給決定を行います。

(4) 留意事項

- ① 就労アセスメント実施に当たっては、厚生労働省が作成した就労アセスメント実施マニュアル（別紙）に沿って行ってください。
- ② 就労アセスメントは、就労継続支援B型利用の「可否」を判定するものではないことを念頭に置き、利用者の本来のニーズや就労の可能性に着目したアセスメントを実施してください。
- ③ 入院その他やむを得ない事由により、サービスが利用できない等のため、暫定支給決定期間において十分な評価ができないと判断される場合は、速やかに障がい福祉課へ報告してください。

4 添付資料

- (1) 標準利用期間終了における支給決定の更新に係る事業者意見書
- (2) 暫定支給決定期間に係る事業者評価結果報告書
- (3) 就労継続支援A型利用に係るアセスメント報告書
- (4) 就労アセスメントに係る事業者意見書
- (5) 就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

※ (1)～(4)の各様式は障がい福祉課ホームページ上にも掲載しています。

【問合先】

今治市福祉事務所 障がい福祉課 障がい者支援担当
〒794-8511
今治市別宮町一丁目4番地1
TEL: 0898-36-1527 FAX: 0898-32-5267

| サービスの種類 | 標準利用期間 |
|-----------------|------------|
| 自立訓練（機能訓練） | 1年6か月間（※1） |
| 自立訓練（生活訓練） | 2年間（※2） |
| 宿泊型自立訓練 | 2年間（※2） |
| 就労移行支援（養成施設を除く） | 2年間 |
| 就労移行支援（養成施設） | 3年間又は5年間 |
| 就労定着支援 | 3年間（※3） |
| 自立生活援助 | 1年間 |

※1 頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間

※2 長期入院していた又はこれに類する事由のある場合は、3年間

※3 3年6か月から就労を継続した期間を除いた期間を超えて支給決定をするこ

とはできない